

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年10月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700172号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700128号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額について、平成16年12月17日は33万2,000円、平成17年12月10日は34万4,000円、平成18年6月20日は34万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成17年12月10日及び平成18年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成17年12月10日及び平成18年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年12月
③ 平成18年6月

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された平成16年2回目賞与に係る賞与支給控除一覧表(以下、併せて「預金通帳等」という。)により、請求者は、A社から34万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、33万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万3,086円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、預金通帳等で推認できる厚生年金保険料控除額から33万2,000円とすることが必要である。

また、請求期間①に係る賞与の支払年月日については、上述の預金通帳から、平成16年12月17日とすることが妥当である。

請求期間②及び③について、B社から提出された請求者の源泉徴収簿、同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、A社から、請求期間②は34万4,000円、請求期間③は34万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は2万4,575円、請求期間③は2万4,861円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③に係る賞与の支払年月日については、事業主の回答及び上述の源泉徴収簿から、請求期間②は平成17年12月10日、請求期間③は平成18年6月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月17日、平成17年12月10日及び平成18年6月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700191号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700129号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は21万1,000円、平成15年12月18日は20万1,000円、平成16年12月21日は19万8,000円、平成17年7月15日は23万円、平成17年12月20日は27万円、平成18年12月20日は29万2,000円、平成21年7月24日は22万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成21年7月24日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された金融機関の普通預金異動明細表及び預金通帳並びに同

僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は21万1,000円、請求期間②は20万1,000円、請求期間③は19万8,000円、請求期間④は23万円、請求期間⑤は27万円、請求期間⑥は29万2,000円、請求期間⑦は22万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万4,374円、請求期間②は1万3,695円、請求期間③は1万3,795円、請求期間④は1万6,024円、請求期間⑤は1万9,289円、請求期間⑥は2万1,377円、請求期間⑦は1万7,576円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700181号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700019号

第1 結論

昭和49年*月から昭和55年3月までの請求期間、昭和60年3月から同年8月までの請求期間、昭和60年10月の請求期間、昭和60年12月から昭和61年3月までの請求期間及び平成2年5月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年*月から昭和55年3月まで
② 昭和60年3月から同年8月まで
③ 昭和60年10月
④ 昭和60年12月から昭和61年3月まで
⑤ 平成2年5月から同年11月まで

請求期間①については、父親から、父親が私の国民年金の加入手続を行い、A市役所で保険料を納付したと聞いた。その後、父親から年金手帳をもらった。

また、請求期間②から⑤までについては、私がA市役所で再加入手続を行い、市役所で直接納付したり、送付された納付書を用いてB金融機関で納付したりした。

父親からもらった年金手帳は現在、所持していないが、平成になった頃に現在所持する年金手帳が送付されてきたため、A市役所に行き、請求期間①から⑤までの保険料が納付されたことを確認してもらった上で、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載及び検認印を押してもらった。この検認印が請求期間①から⑤までの保険料を納付した証拠なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない上、請求者は、父親からもらった年金手帳を現在所持していない旨陳述しており、当該年金手帳の記載内容等も確認することがで

きず、当時の状況をうかがい知ることができない。

また、請求期間②から⑤までについて、請求者は、市役所において自身で国民年金の再加入手続を行ったとしているものの、請求期間②から⑤までの保険料の納付金額、納付周期等に関する記憶は必ずしも明確ではなく、請求期間②から⑤までの保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の納付状況及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年11月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、この際、請求期間①から⑤までに係る被保険者資格の取得及び喪失を遡って追加する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①から⑤までは、当時、国民年金に未加入であり、請求者に対し、納付書が作成されることはなく、請求期間①から⑤までの保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、上述の請求者の加入手続が初めて行われたものとみられる時期（平成5年11月頃）を基準とすると、請求期間①から⑤までの保険料は、いずれも既に2年の時効が成立しており、過年度保険料として遡って納付することもできなかったものと考えられる。

その上、請求者は、現在所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄における記載及び当該欄に押されている「A市」の印について、A市が請求期間①から⑤までの保険料が納付されていることを確認した証拠である旨主張しているが、国民年金市町村事務取扱準則によると、「国民年金の記録（1）」欄は、処理庁である市町村が被保険者資格を確認した際に、被保険者資格の取得年月日等を記入し、併せて処理庁印を押すことと規定されており、請求者が主張するような保険料が納付されたことを証明するものではない。

このほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①から⑤までの保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、請求者及び父親が請求期間①から⑤までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700158号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700127号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年4月11日から昭和40年4月1日まで

私は、昭和36年4月からA事業所に正社員として住み込みで働いていた。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所における勤務の状況、事業所の所在地及び規模等を具体的に記憶しており、その内容は、請求者と同時期に入社した同僚及び事業主の息子の陳述内容とおおむね符合することから、期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、上述の同僚は、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、上述の同僚は、A事業所における社会保険の取扱いについては覚えていない上、請求者は、給与明細書を保管していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、事業主の息子は、A事業所について、個人事業であったが昭和42年頃に廃業し、父親も死亡しているので当時のことは分からない旨陳述しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。